

その他の保育サービス

♡01：一時預かり

内容

保護者の就労、疾病、看護、冠婚葬祭等の理由で一時的に家庭保育が困難な場合、保育所等の一時預かりをご利用いただけます。料金、時間、定員等各園で異なります。ご利用の際は、対象年齢も含め、事前に園へお問い合わせください。（令和2年4月時点）

区分	施設名	連絡先	備考
一般型	文間保育園	0297-68-3194	事前にお問い合わせください。
幼稚園型	利根二葉幼稚園	0297-68-4633	主に1号認定の在園児が教育標準時間外や長期休業期間中に利用できます。
	利根大和幼稚園	0297-68-3438	
	布川保育園	0297-68-3501	
余裕活用品	布川保育園	0297-68-3501	園の利用定員に空きがある場合、利用できます。
	東文間保育園	0297-68-2303	
	もえぎ野わかば保育園	090-3241-3959	

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡02：病児保育

内容

病気の回復期に至らない場合等で入院治療の必要はないが、集団保育や家庭での保育が困難な状況にあるお子さんを一時的にお預かりし、保育や看護を行います。

対象

次のいずれにも該当する児童

- ①生後6か月～小学校3年生の児童
- ②町内在住者または保護者が町内で働いている児童
- ③病気等により集団保育ができず、医師が病児保育可能と判断した児童
- ④保護者が就労、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難な児童

まずは登録しておく
と安心です。



場所

もえぎ野わかば保育園 病児保育室（実施施設） 病児保育に関するお問い合わせ ☎：090-1664-6779

▼運営主体：社会福祉法人河内厚生会 ☎：0297-84-6081 住所：利根町もえぎ野台1-1-8

利用定員

1日につき3人まで

利用期間

利用を開始した日から休業日を含め連続する7日以内

利用日時

月・火・木・金曜日（祝日、12月29日～1月3日、よつば診療所の休診日は除く） ※水・土・日曜日は休業日です。

午前8時～午後6時 ※午後6時以降の延長はできません。

利用料金

1日につき2,000円（昼食は持参してください。）

利用登録の手続き

病児保育室を利用するには、事前に利用登録が必要です。（年度ごとに再登録）

利用登録申込書は病児保育室または子育て支援課に提出してください。詳細は町公式ホームページ等をご確認ください。

利用登録の手続きに必要なもの

印鑑（スタンプ式ではないもの） 母子健康手帳

利根町病児保育事業利用登録申込書（病児保育室、町公式ホームページ、子育て支援課窓口にあり）

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211

♡03：保育サービス（在宅福祉サービス事業：愛称『まごころサービス』）

内容

妊産婦の方や乳幼児・小学生を抱えた世帯の方々に対し、日常生活上の負担を軽くするため、助け合いの心をもった地域の人々により行うサービスです。妊産婦の方や乳幼児のお世話、保育施設での保育の前後に子どもを預かること、保育施設までの送迎などを行っています。

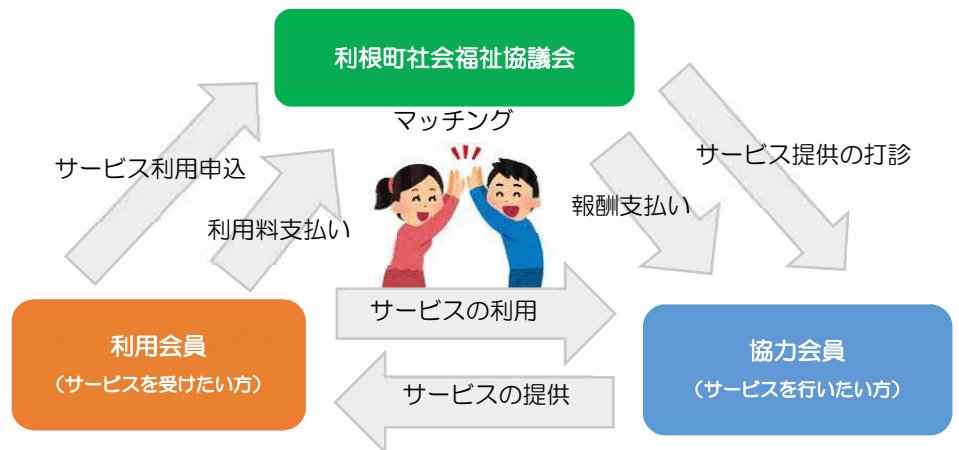
■利用・提供時間

原則として月～土曜日
（祝日、12月29日～1月3日は除く）
午前9時～午後5時（時間外は応相談）

■利用料金・報酬額

30分 300円

※利用会員、協力会員ともに登録が必要です。



手続き

利根町社会福祉協議会に事前にお問い合わせください。

協力会員になってみませんか？

利根町社会福祉協議会では、利用会員・協力会員ともに随時募集しています。利用会員のみ、協力会員のみはもちろん、両方会員になることも可能です。

協力会員の条件は、利根町在住で、保育・育児に関する知識や経験がある方、子育て支援に関心や意欲がある方です。特別な資格や性別は問わず、活動も週1回など無理なく協力できる範囲で構いません。

会員として登録されて実際にサービスを提供する前には、利用会員との間に社会福祉協議会のコーディネーターが入り、お子さんの様子や活動時の注意事項などを確認し、サービス内容の打ち合わせをします。継続して活動いただく際もコーディネーターが調整役として、円滑に活動できるようサポートします。

手助けはしてみたいけれども自ら声をかけるのは気が引ける…という方も、会員登録することで、社会福祉協議会からサービス提供の打診が入ります。

もしもの備えとして…利根町社会福祉協議会では、協力会員がサービス提供中に転倒してケガをしてしまった。サービス提供中に利用会員宅の家具などを誤って壊してしまった時など、安心して活動いただけるよう福祉サービス専用の保険に加入しており、想定される様々なリスクにも備えております。（※保険料は社会福祉協議会が負担します。）

「子どもから目を離せない、けれども、今日どうしてもやらないといけないことがある。1、2時間子どもの面倒をみてもらえたら…」このような悩みをお持ちの方を、あなたが協力できることで支えてみませんか？少しでも興味がある方は、まずは利根町社会福祉協議会にお問い合わせください。

地域での子育て支援に協力してくださる皆さんをお待ちしております！



お問い合わせ 利根町社会福祉協議会 ☎ 0297-68-7771

♡04：子育て短期支援事業（ショートステイ）

内容

保護者が疾病その他の事由により、家庭においてお子さんの育児が一時的に困難となり、ほかに養育者がいない場合に、一週間を限度として乳児院や児童養護施設において日中・夜間を通じてお子さんをお預かりする事業です。

利用される場合は、事前に子育て支援課までご相談ください。

お問い合わせ 子育て支援課 子ども福祉係 ☎ 0297-68-2211